

塩竈市震災復興推進計画 地域協議会 協議概要書

地域協議会の名称	塩竈市地域協議会
地域協議会の設置日	平成24年2月17日
地域協議会の構成員	<p>(出席者)</p> <p>塩釜商工会議所 (会長)</p> <p>塩竈市市民総務部震災復興推進局 (副会長)</p> <p>宮城県震災復興・企画部地域復興支援課</p> <p>塩釜ガス株式会社</p> <p>株式会社アジアマリンプロダクツ</p> <p>塩釜魚市場水産加工業協同組合</p> <p>株式会社渡會</p> <p>株式会社北日本銀行</p> <p>株式会社七十七銀行</p> <p>株式会社日本政策投資銀行</p> <p>社団法人塩釜法人会</p> <p>(欠席者)</p> <p>塩竈倉庫株式会社</p> <p>三波食品株式会社</p>
協議を行った日	平成25年3月27日(水)
協議の方法	協議会を開催
協議会において協議された議決内容	<p>1 新たな復興特区として、「応急仮設建築物の存続期間の延長」を市から国へ申請することについて了承した。</p> <p>2 塩竈市における復興特区法に基づく復興産業集積区域について意見交換がなされ、区域設定等について市において継続して検討を求めることとした。</p> <p>3 塩竈市復興推進計画地域協議会規約を一部改正した。</p>
協議会の意見の概要	<p>1 「応急仮設建築物の存続期間の延長」について、延長しようとする期間の設定は、各施設の入居者ごとに異なることから、精査のうえ設定すべき。</p> <p>2 復興産業集積区域について、北浜地区も含めて観光の取り組みをするべきである。</p> <p>3 復興産業集積区域について、区域の変更については、その理由と根拠を含めて調整するべきである。</p>
意見に対する対応	<p>1 について、応急仮設建築物に入居している事業者の事業所再開の時期や再開場所の復旧復興に予定を精査し、存続期間の設定を行う。</p> <p>2 について、今後の観光資源の発生見込等も勘案し、市のまちづくりの方針に基づきながら検討を行う</p> <p>3 について、今後の土地区画整理事業や開発事業等の計画も含めて区域設定の考え方を整理する。</p>